宿　泊　約　款

第１条　適用範囲

1. 当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、 前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条　宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
⑴ 宿泊者名
⑵ 宿泊日及び到着予定時刻
⑶ 宿泊料金(原則として別表第１の基本宿泊料による。)
⑷ その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項⑵の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第３条　宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したとき成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(３日を超えるときは３日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第２項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条　申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第２項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第２項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第５条　宿泊契約締結の拒否

1. 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
⑴ 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
⑵ 満室により客室の余裕がないとき。
⑶ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
⑷ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
⑸ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
⑹ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第６条　宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第３条第２項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第２に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第４条第１項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務については、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を２時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条　当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
⑴ 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
⑵ 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
⑶ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
⑷ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
⑸ 消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第８条　宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
⑴ 宿泊客の氏名・住所・連絡先・年齢・行先地
⑵ 国籍及び旅券番号（日本国内に住所を有しない外国人の場合）
⑶ 到着日時及び出発日時
⑷ その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第９条　客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
【１時間当たり 5500 円】

第 10 条　利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

第 11 条　営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内の御案内ファイル等でお知らせします。
⑴ フロントサービス時間：７時 00 分～22 時 00 分
⑵ 売店：８時 00 分～21 時 30 分
⑶ 飲食等サービス時間：
夕食 18 時 00 分～20 時 30 分(最終開始時間：19 時 00 分)
朝食７時 30 分～９時 15 分(最終開始時間：８時 30 分)
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条　料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第１に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、 宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条　当館の責任

1. 当館は、宿契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から認定を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条　契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条　寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったものについては、当館は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失があった場合を除き 10 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第 16 条　宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする前に客室へ運搬又は、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め３カ月保管し、その後処分します。
3. 前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、 前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

第 17 条　駐車の責任

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条　宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

【別表第 1】 宿泊料金の算定方法(第２条第１項及び第 12 条第１項関係)

		内　訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料(室料＋朝・夕食料) (2) サービス料((1)×10%)
	追加料金	(3) 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他利用料金 (4) サービス料((3)×10%)
	税　金	消費税 宿泊税

備考

1. 宿泊料金は日程・宿泊人数などの条件により異なります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、小学生の場合は大人料金の 70%、５歳以下の子供で、寝具と食事を提供したときは 8800 円、食事のみを提供したときは 7700 円、寝具のみを提供したときは 4400 円、食事及び寝具を提供しない１歳以上の幼児については施設使用料として 3300 円をいただきます。

【別表第２】違約金（第６条第２項関係）

契約解除の通知を受けた日 ＼ 契約申込人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	14日前	21日前	30日前
30 名まで	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
31 名以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	50%	20%	20%

備考

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分の違約金を収受します。
3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。